厚労省「Q&A」文書

偽装請負に抜け道？

厚生労働省は偽装請負の抜け道をつくっているのではないか。そんな疑問が生まれています。キヤノンの請負労働者が偽装請負を告発したにもかかわらず、7カ月たった今も厚労省の指導はなし。同社は「適正な請負だ」と言い張っています。その根拠になっているのが、厚労省の文書です。　岡　清彦記者

偽装請負を告発した大野秀之さんらが働いているキヤノン宇都宮光学機器事業所＝栃木県宇都宮市

仕事をおえ、帰宅するキヤノンの請負労働者ら＝栃木県宇都宮市のキヤノン工場前で

偽装請負　実際は派遣労働なのに請負労働であるかのように見せかけるもの。請負労働者を発注企業の社員が指揮・命令して働かせることは、職業安定法や労働者派遣法に違反します。

その文書とは、「Q&A　請負事業において発注者が行う技術指導について」。昨年10月31日、厚労省のホームページに掲載されました。

発注元企業の社員が請負労働者を指揮・命令して働かせることは、違法な偽装請負です。ところがこの文書は、▽請負事業主が、発注者から新たな設備を借り受けた後初めて使用する場合▽新製品の製造に着手する場合―などは、発注元が請負事業主の監督の下で技術指導しても違法にならない、としています。

偽装請負の要件に例外を設けたもの。喜んだのが財界・大企業でした。

ことし4月10日の参院厚生労働委員会。日本共産党の小池晃議員が日本経団連の紀陸孝専務理事にただしました。「偽装請負にどう対応するつもりなのか」と。紀陸氏は「構内請負が認められて、実際には最低限の指示命令というのが発注主の方から必要な場面が出てくる」とのべ、「昨年の10月に、発注主側の指示命令ができるというふうな運用が変わりましたんで、この点は大いに評価したい」と答えました。

翌11日、衆院経済産業委員会で共産党の塩川鉄也議員が、「運用が変わったのか」と厚労省に質問。島田陸職業安定局次長は「従前の基準や解釈に変更を加えるということではない」と答弁。話が食い違っています。

御手洗氏の影

「Q&A」は、微妙な時期に公表されています。

栃木県宇都宮市にあるキヤノン光学機器事業所で働く請負労働者、大野秀之さん（32）＝連合・東京ユニオン加盟＝らが、偽装請負を厚労省栃木労働局に告発したのが昨年10月17日。大野さんらは新製品の開発、検討、試作などをしてきました。

日本経団連の御手洗冨士夫会長（キヤノン会長）は告発の4日前、経済財政諮問会議（首相が議長）で、請負労働者に指揮・命令できない法律に無理がありすぎるから労働者派遣法を見直してもらいたい、と発言。キヤノンは関連会社を含めて7事業所で偽装請負が発覚していたのです。

キヤノン本社は日曜版編集部の問い合わせに、「『Q&A』をもとに技術指導をしており、違法があるとは認識していない」（広報部）としています。

大野さんたちはことし1月まで、請負会社の責任者が立ち会うもとでキヤノンの社員から技術指導を受けていました。現在は、請負会社が「技術指導依頼書」を提出し、その要請でキヤノンが大野さんらを指導する方式に変更されています。ところが新製品を扱うのは正社員だけで、大野さんらは既存の製品をつくっています。なのになぜ技術指導が必要なのか。矛盾だらけです。

栃木労働局は、いまだに結論を出していません。「現在も偽装請負と思っている。直接雇用されると信じている」と大野さん。

文書撤回要求

請負労働者たちの告発で厚労省は2度にわたって偽装請負是正の通達を出しています。それに逆行するような動き。塩川衆院議員が語ります。

「キヤノンは、セル生産方式といって、小さな車輪のついた作業台をいつでも自由に変更して生産できるようにしています。工程や配置の変更はたびたび行われています。厚労省は私の問い合わせに工程や配置の変更でも技術指導できる、と答えています。『Q&A』は、偽装請負の抜け穴づくりを容認するものだ、と批判されても仕方がないでしょう。だから私は国会質問で、厚労省に『Q&A』の撤回と、違法の取り締まりを要求したんです」

発注者に悪知恵授ける

龍谷大学教授（労働法）
脇田　滋さん

厚労省は、職安法施行規則の行政解釈で、請負業者が「自己の責任において身分上および作業上指揮監督すること」を求め、その半面、発注者は「作業に従事する労働者に対して直接指揮監督を加えないこと」を求めてきました。

そして、「技術指導」は作業上の指揮監督に含まれ、請負業者が「自己の責任」でおこなう必要があるとしてきたのです。

厚労省の「Q&A」は、発注者が技術指導できるとしています。これは、抜け道をあたえて偽装請負を助けるもので、従来の行政解釈を大きく変える悪知恵だといえるでしょう。